

## 教育旅行誘致促進業務仕様書

### 1 業務名

教育旅行誘致促進業務

### 2 目的

教育旅行を誘致することは、若い頃からの徳島ファン作り、将来に向けてのリピーター化の効果が期待される。

本県においては、学校現場に求められている探究学習を取り入れた教育旅行について、観光素材、コンテンツ、受入環境をPRし、教育旅行を誘致するためのプロモーションを図っているところ。

本事業は、プロモーション時に活用する教育旅行関連ツール「教育旅行誘致企画書」「探求学習ノート」の制作を図りつつ、説明会や情報発信による広報、意見交換会による体制強化等を実施する。

加えて、新たなターゲット先として、国際定期便のある韓国からの教育旅行誘致に取り組み、国内外を問わず、本県への教育旅行誘致促進を図る。

### 3 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

### 4 委託上限額

金6,000,000円（税込）

### 5 委託業務内容

#### (1) 教育旅行誘致企画書の更新及び内容の充実化

##### ア 業務概要

昨年作成した教育旅行誘致企画書に、最新情報の追加や既存情報の修正を加えた令和7年度版企画書を作成すること。

##### イ 仕様（電子データ）

- (ア) 形式 編集可能なデータ【Microsoft Powerpointデータなど】
- (イ) 内容 別添、令和6年度版の教育旅行誘致企画書を参考に作成すること。
- (ウ) 納品日 本仕様書5（3）徳島県教育旅行説明会の実施までに納品すること。
- (エ) データ納品先 徳島県観光スポーツ文化部観光誘客課

[kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp)

##### ウ 校正回数

必要に応じて3回程度

##### エ 留意事項

- (ア) 探究素材やモデルコース等の掲載内容については、観光誘客課の他、県内地域連携DMOや徳島県観光協会等の関係機関、有識者と十分な調整を行い決定すること。
- (イ) 掲載する原稿、写真等は、基本的に受注者の負担において用意すること。なお、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (ウ) 新設の内容やトピックスへの修正対応を実施できるように、編集可能なデータ納品のみとし、必要に応じてオールカラー印刷対応をすること。

#### (2) 教育旅行探求学習ノート制作

##### ア 業務概要

探求学習の要素を取り入れた、徳島ならではの事前・現地・事後の各場面で生徒が使用できる向け学習ノートを制作すること。

##### イ 仕様（電子データ）

- (ア) 形式 編集可能なデータ【Microsoft Wordデータ又はExcelデータなど】

- (イ) ページ数 20ページ以上
- (ウ) 納品日 本仕様書5(3)徳島県教育旅行説明会の実施までに納品すること。
- (エ) データ納品先 徳島県観光スポーツ文化局観光誘客課  
[kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp)

ウ 校正回数  
必要に応じて3回程度

エ 留意事項

- (ア) 探求学習ノートのメインターゲットは、小学生高学年から中学生までを想定しているが、委託者と十分な調整を行うこと。
- (イ) 汎用版ではなく、徳島県専用のオリジナル探求学習ノートを作成すること。
- (ウ) ノートの構成案については、独自提案とするが、単なる観光情報掲載ではなく、実際に使用する学校側の目線を意識し、生徒の自主性を育てるに資する内容にすること。
- (エ) 新設の内容やトピックスへの修正対応を実施できるように、編集可能なデータ納品のみとし、必要に応じてオールカラー印刷対応をすること。

(3) 徳島県教育旅行説明会の実施

ア 業務概要

本仕様書5(1)(2)で作成した教育旅行関連ツールを活用し、本県における教育旅行の現状説明、及び本県への教育旅行誘致促進を目的とした説明会を実施すること。

イ 説明会招請の対象者

旅行事業者

ウ 開催回数

招請対象者の集中する北海道(札幌)、東北(仙台)、首都圏(東京)、中京圏(名古屋)、関西圏(大阪)、中国(広島)、九州(福岡)等の地域を想定し、計4回程度。

エ 開催規模

- (ア) 参加人数は5社10名程度を想定し、収容人数に余裕のある1会場とすること。
- (イ) 開催方法はオフラインとオンライン両方での開催を想定すること。

オ 資料の作成及び名刺の収集

- (ア) 使用する次第やレジュメ、シナリオ、名簿等の資料一式を作成すること。
- (イ) 参加者の名刺を収集し、氏名役職連絡先等の記載情報をExcelデータとして取りまとめ成果品として提出すること。

カ アンケートの実施及び集計

- (ア) 対象者に対してアンケートを実施すること。
- (イ) アンケート内容は説明会開催までに委託者と十分な調整を行うこと。
- (ウ) アンケート結果を集計し、委託者に報告すること。

キ 留意事項

- (ア) 説明会の構成においては、本県への教育旅行誘致促進につながるセミナー等の独自提案をすること。
- (イ) 説明会の開催に必要な会場手配や必要機器等の手配、撮影許可申請等、事前準備から当日運営まで受託者が行うこと。

(4) 徳島県教育旅行の情報発信

ア 業務概要

本県における教育旅行の取組を、広く効果的に教育旅行関係機関に広報するため、国内のターゲットに合わせた適切な情報発信を行うこと。

イ ターゲット

- (ア) 教育機関(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)
- (イ) 旅行事業者

ウ 発信媒体

Web 媒体、新聞掲載などターゲットに対して適切な媒体を使用すること。

エ 発信回数

2 回程度

オ 留意事項

(ア) 発信媒体及び発信内容については、独自提案とするが、委託者と十分な調整を行うこと。

(イ) 情報発信に際して、必要な原稿の作成や入稿手続は受託者が行うこと。

(5) 国際定期便を活用した教育旅行誘致の可能性調査

ア 業務概要

徳島と韓国を結ぶ国際定期便を活用した韓国からの教育旅行誘致について実施可能性を調査するため、教育旅行に関わる韓国の旅行会社や教育機関の関係者を徳島県に招聘し、現地調査や意見交換会を実施する。

イ 徳島県招請の対象者

(ア) 韓国から日本への教育旅行を取り扱う旅行会社

(イ) 韓国教育機関の教育旅行担当者

ウ 開催回数

1 回程度

エ 招聘規模

招聘人数は最大10名程度を想定すること。

オ 留意事項

(ア) 招聘する旅行会社や教育旅行担当者は委託者と協議の上決定すること。

(イ) 意見交換会の開催に必要な会場手配や運営は受託者が行うこと。

(ウ) 意見交換会の内容について議事録を作成し報告すること。

(6) 教育旅行誘致に向けた意見交換会の開催

ア 業務概要

本県における教育旅行の現状共有、及び学校現場からの要望に対するギャップの課題把握から対応策の検討等を目的とした意見交換会を実施すること。

イ 意見交換会招請の対象者

(ア) 県内地域連携DMOや徳島県観光協会等の関係機関

(イ) 県内教育旅行受入事業者

(ウ) 県外観光機関等における教育旅行分野の専門的知識を有した有識者

ウ 開催回数

2 回程度

エ 開催規模

(ア) 参加人数は20名程度を想定し、会場は徳島市内で1会場とすること。

(イ) 開催方法はオフラインとオンライン両方での開催を想定すること。

オ 留意事項

(ア) 意見交換会の開催に必要な会場手配や運営は受託者が行うこと。

(イ) 有識者の候補は企画提案提出時に提案し、委託者と協議の上決定すること。

(ウ) 意見交換会の内容について議事録を作成し、今後の方向性等をとりまとめて報告すること。

## 6 成果品（報告書）の提出

(1) 成果品の内容

本事業における活動の実績や効果を把握できる報告書を作成すること。

(2) 提出期限

令和8年3月13日（金）

(3) 提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部観光誘客課

電話：088-621-2340

ファクシミリ：088-621-2851

メール：kankouyuukyakuka@pref.tokushima.lg.jp

(4) 部数

事業実施報告書（A4版カラー冊子）3部、電子媒体1部

(5) 著作権の取り扱い

今回の業務委託により制作される成果品の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は県に帰属するものとする。

7 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、県と事前に十分協議を行いながら事業を進めること。また、本業務仕様書の定めのない事項についても、県と協議するものとする。当初受託者から提案された企画案に修正を加えることもあり得る。
- (2) 県及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者において必要な対応を行うものとする。
- (3) 作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、県は、業務実施中に随時報告を求めることができることとする。
- (4) 当該委託業務に関連し、知り得た秘密は他人に漏らさないこと。